

阪南市告示第50号

令和7年3月31日付け阪南市告示第18号により告示した地域計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、地域計画変更(案)を下記のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和7年7月10日

阪南市長 上甲 誠

1. 地域計画変更(案)を策定した地域

自然田他地域（鳥取中・和泉鳥取・自然田・桑畑・貝掛）

1. 縦覧場所

阪南市尾崎町1丁目18番15号 阪南市役所分館 都市整備部 河川農水課
又は阪南市ホームページ

2. 縦覧期間

令和7年7月10日～令和7年7月24日

3. 意見書の提出について

(1) 提出先

持参：阪南市尾崎町1丁目18番15号 阪南市役所分館1階 河川農水課
郵送：〒599-0292 阪南市尾崎町35-1 阪南市 都市整備部 河川農水課
その他：FAX または 電子メール

(2) 提出期限

縦覧期間満了の日までとする

(3) 意見書の処理

意見書については、地域計画を公告する際の意見の要旨及びその処理結果を合わせて地域計画として公表しますので、個別の回答は行いません。